

事 務 連 絡

令和4年3月31日

国家戦略特区自治体担当者あて

内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の全国展開について（お知らせ）

平素は国家戦略特別区域（以下「特区」という）の運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合については、薬剤師による服薬指導を対面で行わなければならないとされていたところ、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という）第20条の5に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、テレビ電話等を活用した遠隔での服薬指導を可能とする特例を設けてきたところ です。

その後、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という）の改正によりオンライン服薬指導が令和2年9月1日より可能となり、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施されていたオンライン診療・服薬指導の対応等を踏まえ、令和4年3月31日に同法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）が改正され、オンライン服薬指導の要件等が緩和されました。

については、上記施行規則の改正をもって国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を全国展開といたしますので、これをお伝えします。貴自治体におかれては、特区内の関係者に速やかに周知いただくようお願いいたします。

また、特区の特例措置を利用されている自治体におかれましては、今後行われるオンライン服薬指導が特区法、薬機法のいずれに基づくものか都度整理が必要になりますので、疑義や問題を回避する観点から、速やかに登録薬局の廃止手続を進めていただきますよう、お願いいたします。

以上